

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立事業所における資格喪失日は、昭和61年11月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年4月から同年9月までは41万円、同年10月から61年10月までは44万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月15日から61年11月30日まで

私は、昭和50年5月から61年11月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間の前の社長が急死した昭和59年頃は、同社の経営状況が悪かったところ、私は、社長職を引き継いだ私の義理の兄から「滞納している社会保険料のことで、会社を早期に退職したこととするように社会保険事務所（当時）から指導を受けた。」などとの話を聞いた記憶がある。

私は申立期間当時、営業に従事する専務取締役であったが、社長の話を承諾した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、オンライン記録では、申立期間直前の昭和60年4月15日となっていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同一日の昭和61年11月30日付けと記載されている上、申立期間の途中となる、申立人の60年10月度及び61年10月度の定時決定における標準報酬月額（いずれも44万円）も記載されていることが確認できる。

また、前述の被保険者原票では、申立人に係る健康保険被保険者証が、オンライン記録上の資格喪失日から約1年8か月後の昭和61年12月23日付けで

社会保険事務所に返納された旨記録されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本では、申立人が申立期間を含む昭和 59 年 5 月 28 日から 62 年 6 月 20 日までの間、申立事業所における取締役となっていることが確認できるものの、申立人を始め、複数の元同僚が「申立人は社会保険事務に関する権限を有していなかった。」と供述していることなどを踏まえると、上記の遡及訂正処理について、申立人が関与した事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は無く、被保険者資格に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和 61 年 11 月 30 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者原票の記録から、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から 61 年 10 月までは 44 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消した上で、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を30万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

申立期間の賞与については、私がA社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

私は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を提出するので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成22年6月30日に、事務処理の誤りを理由として改めて届出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している平成15年夏期賞与に関する資料では、申立人は当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(30万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では、申立期間に係る届出を行っていないと回答していることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から同年 12 月まで

私は、会社を退職後、申立期間中に結婚し、住所や名字が変わったが、それぞれの住所地の役場できちんと国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の現在の基礎年金番号は、昭和 61 年 12 月 23 日に第 3 号被保険者の資格取得の処理を行った際に払い出された記号番号であるところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」には、61 年 11 月 1 日と記載されており、当該時点で、申立期間は国民年金の未加入期間である上、申立期間のうち 3 か月間（昭和 60 年 10 月から同年 12 月）は、任意加入の期間でもあり、遡って国民年金に加入することはできないことから、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人については、20 歳になった際に、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、平成 20 年 4 月に現在の基礎年金番号に統合（重複取消）されていることが確認できるところ、当該別番号が払い出された町の国民年金被保険者名簿の国民年金保険料検認記録欄には、厚生年金保険の加入に伴い、昭和 59 年 4 月に国民年金の被保険者資格を喪失するまでの 16 か月分（昭和 57 年 12 月から 59 年 3 月まで）の国民年金保険料が納付されていたことが確認できるものの、申立期間については、納付済みの記載は無い上、申立人が申立期間中である 60 年 10 月に転出した旨の記載も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び 63 年 2 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 63 年 2 月から同年 5 月まで

申立期間①については、亡くなった母から私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたことを聞いており、また、申立期間②については、私は海外に在住していたものの、日本にいた私の妻が二人分の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 2 月 18 日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に死亡しているため、国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立期間②については、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、国民年金の加入手続きの記憶が明確でないものの、市役所の窓口において夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人が共済組合員の資格を喪失したことにより、その妻が第 3 号被保険者非該当（昭和 63 年 2 月 1 日資格喪失）となった処理は、昭和 63 年 7 月 5 日に行われていることがオンライン記録により確認でき、当該時点で、申立期間②の一部は過年度保険料となるため、市役所の窓口で納

付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 26 日から 59 年 2 月 26 日まで
申立期間の標準報酬月額については、私が A 社から受け取っていた給与額に比べて低くなっている。

しかし、私が従事していた申立事業所における業務には特殊な技能が必要だったこともあり、当該事業所から誘いを受けて入社する時に、私の給与額は、転職前の給与と同等の額にするとの話があったことを記憶している。

申立期間について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が、当時の給与額と相違している旨申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間における給与明細書等の関連資料を保管していないため、実際に支払われた給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、A 社は、平成 14 年 7 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間における厚生年金保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立人と同じく B 社から A 社に転職した同僚については、A 社における厚生年金保険の被保険者資格の取得時の標準報酬月額は、B 社の資格喪失時の標準報酬月額に比べて低額となっていることが確認できるのみである。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月頃から同年 12 月頃まで
② 昭和 37 年 4 月頃から同年 11 月頃まで

申立期間①及び②については、それぞれA社、B社という事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、正社員であったか分からないが、前者の事業所ではトンネル工事の現場での運搬作業に、後者の事業所では採石場での運搬作業に従事していたことは間違いなく、また、いずれの期間にも健康保険証を使った記憶があるので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は昭和 37 年 12 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の元事業主も既に死亡している上、同社本社を 43 年 1 月に合併したとするC社では、申立事業所に係る関係資料を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が氏名を挙げた元同僚の被保険者資格記録が確認できない上、同名簿に掲載されている当時の元同僚 20 人中、連絡の取れた 4 人はいずれも「申立人らが所属していたとする作業班は、下請けの一つと思われ、この作業班に所属していた者は申立事業所の従業員ではない。」と供述している上、このほかには申立てに関する供述等を得られない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録

が欠落したとは考え難い。

次に、申立期間②については、オンライン記録では、B社という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できない。

また、オンライン記録では、B社と名称が類似し、かつ、申立てと同一の市町村内に所在している、D社及びE社という名称の二つの適用事業所が確認できるところ、前者の事業所では、保管している従業員名簿には、申立人はもとより、申立人が氏名を挙げた元同僚3人の氏名は確認できないと回答しているとともに、後者の事業所では、当時の関係資料を保管していないことから、申立期間における申立人の在籍状況等は不明と回答している。

さらに、オンライン記録では、申立人が氏名を挙げた元同僚3人については、申立期間②当時の被保険者資格記録が確認できない。

このほか、オンライン記録等では、申立人が申立期間①及び②を全て含む昭和36年4月1日から59年4月13日までの間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みとなっていることが確認できるとともに、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月3日から28年1月1日まで

私は、昭和26年4月から平成3年4月までの間、A社、及び名称変更後のB社における船員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における船員保険の加入記録が無い。

申立期間については、私がA社の船舶に乗船していた時期であり、当該期間当時、申立事業所の船舶と一緒に乗船していた私の義兄は、私が途中で船を降りたことはないとしている。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義兄を含む元同僚3人の供述から、申立期間当時、申立人がA社所有のC船舶に乗船していた可能性がうかがえる。

しかし、申立人の申立期間の前後に船員保険の加入記録が確認できる、A社(C船舶)、及びB社(昭和35年頃にA社から名称変更。D船舶)は、それぞれ昭和28年1月1日付け、平成13年4月2日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっている上、B社の関連会社であるE社では、当時の関係資料等を保管していないことなどから、申立期間における申立人の勤務実態、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立船舶(C船舶)に係る船員保険被保険者名簿に記載されている全被保険者13人(申立人を除く。)の資格喪失日が、申立人と同一日の昭和27年5月3日付けとなっている者1人、それ以前の26年4月1日付けとなっている者2人の計3人が確認できる。

さらに、A社（C船舶）及びB社（D船舶）に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、申立期間の前後のそれぞれ昭和26年4月1日から27年5月3日までの期間、及び28年1月1日から平成3年4月2日までの期間に確認できるのみであるとともに、これら二つの事業所のほか、申立期間当時にA社として船員保険の適用を受けていた3隻の船舶に係る被保険者名簿でも、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の妻は、申立期間に係る申立人の船員手帳を保管しておらず、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。